

女性活躍推進法に基づく
特定事業主行動計画

平成28年4月

指宿広域市町村圏組合

指宿広域市町村圏組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日

管理者 豊留 悦男

指宿広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第15条に基づき、本組合が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(1) 基本的数値

①再任用職員を含めた職員数 16名（全員男性）

臨時職員 6名（うち2名は女性）

ア 上記内訳

事務局長 1名（指宿市からの派遣）

正職員 13名（うち2名は、指宿市及び南九州市からの派遣）
（うち1名は、指宿市へ派遣）

再任用職員 2名

臨時職員（月額）4名（うち2名は女性）

臨時職員（日額）2名

(2) 把握項目

①女性職員採用割合（平成28年4月1日現在）

正職員	—
臨時職員	—

平成28年4月1日、任期に定めのある再任用職員及び臨時職員6名の雇用を行った。

今後、本組合所管の施設運転管理も民間事業者への委託により業務縮小していくことが予想されるため、職員採用の予定はない。

②採用試験の受験者の女性割合

	女性
正職員	—
臨時職員	—

※臨時職員は、面接により採用

③職員の女性割合(平成28年4月1日現在)

正職員	0%
臨時職員	33.3%

④継続勤務年数の男女差

正職員	25.6年
臨時職員	—

正職員については、女性職員がいないため、男性職員の平均勤続年数25.6年が男女差となっている。

臨時職員については、任期に定めのある職員のため、この項目についての数値はない。

⑤10年前に採用した職員の男女別継続任用割合
女性職員の採用はなし。

⑥男女別の育児休業取得率（臨時職員を含む）

	男性	女性
対象人員	0%	0%
休暇取得人員	—	—
取得率	—	—
平均取得日数	—	—

⑦男性の配偶者出産休暇等取得率

	男性	女性
正職員	0%	0%
臨時職員	0%	0%

平成27年度において職員の配偶者の出産はなかった。

⑧超過勤務の状況

時間外勤務手当の支給対象となる職員は、19名であるが、平成27年度において実際に超過勤務を行った職員は16名である。

ごみ処理施設及びし尿処理施設では土曜日勤務を行っているが、正職員については代休処理、また、臨時職員には時間外勤務手当を支給している。その他、平日普通の時間外事務処理、夜間・休日の異常警報対応、年末年始及び電気点検等については正職員にも時間外勤務手当を支給している。

平均超過勤務時間は、月当たり約129時間、月1人当たり約7時間であった。

⑨管理職の女性割合

	男性	女性
事務局長(人)	1	0
割合	100%	0%

⑩各役職段階に占める女性職員の割合

	計	女性	割合
事務局長	1	0	0%
係長級	2	0	0%

2. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

本組合は、し尿処理施設、ごみ処理施設及び管理型最終処分場の運転・維持管理を主な業務としており、それらの業務において過去に女性の登用はなかった。

また、今後は、業務の民間委託を進める計画であり、組合の正規職員の採用予定はない。そのため、臨時職員としての女性の採用や待遇改善を図ることとする。

(1) 数値目標

欠員補充が必要な際、男性臨時職員との均衡を保つために、女性の臨時職員を積極的に採用することを目標とする。

年度	H28		H29		H30		H31		H32	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
臨時職員数	4	2	3	3	3	3	2	4	2	4

(2) 今後の取り組み

女性の臨時職員を採用する際は、本組合のホームページ掲載や関係市に広報依頼するよう検討する。

各種両立支援制度（育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の活用促進を図る。

育児休業等の両立支援制度を利用したことによって、昇格・昇給に不利益とならないよう取り扱い、男性職員の育児休業取得の促進を図る。